

○国立大学法人北見工業大学利益相反マネジメント規程

平成26年9月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人北見工業大学利益相反マネジメントポリシー及び北見工業大学知的財産ポリシーに基づき、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)が産学官連携活動を推進するに当たり、本学の役員及び職員(以下「役職員」という。)の利益相反マネジメントを円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「産学官連携活動」とは、企業の兼業、共同研究、受託研究、知的財産権の実施許諾、研究助成金・寄附金受入れ等に係る活動をいう。
- (2) 「利益相反」とは、役職員が産学官連携活動に伴い、企業等から得る経済的利益と本学の役職員としての責任が衝突し、相反している状態にあることをいう。
- (3) 「利益相反マネジメント」とは、役職員の産学官連携に係る利益相反を克服し、本学及び役職員が公正かつ効率的に業務を行うための諸管理をいう。

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 利益相反マネジメントの対象は、本学の役職員とする。

(利益相反マネジメントの対象とする事象)

第4条 利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 役職員が、学外に対して産学官連携活動を行う場合
 - (2) 役職員が、学外の企業等から一定額以上の金銭(給与、謝金等)又は便益(物品、設備、人員等)の供与若しくは株式等の経済的利益を得る場合
 - (3) 役職員が、前号の企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
 - (4) 役職員が、学生等を産学官連携活動に従事させる場合
 - (5) その他次条に規定する委員会が対象とすることを定めた場合
- 2 前項第2号の経済的利益には、役職員と生計を一にする配偶者及び一親等の者が得る利益を含むものとする。

(委員会の設置)

第5条 本学に利益相反に関し必要な事項を審議するため、国立大学法人北見工業大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。ただし、国立大学法人北見工業大学職員の兼業に関する規程(平成16年4月1日北工大達第17号)に規定するものを除く。

- (1) 利益相反マネジメントに必要な規程、ガイドライン等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の制定に関する事項

- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 利益相反に係る審議及び結果の報告等に関する事項
- (5) 利益相反に関する情報公開に関する事項
- (6) 第4条第1項第2号及び第3号に規定する一定額の設定に関する事項
- (7) その他の利益相反に関する事項

(調査)

第7条 前条第3号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 役職員からの利益相反マネジメント自己申告書の提出
- (2) ヒアリング
- (3) その他委員会が必要と認める方法

(審議、勧告及び決定の手続)

第8条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、それらの内容が役職員の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審議する。

- 2 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、役職員に対して利益相反に関する勧告等を行う。
- 3 委員会は、前項の規定により勧告等を行った場合は、当該役職員の状況を確認し、状況の改善が図られるよう継続して対応する。
- 4 第2項の規定により勧告等を受けた役職員は、当該勧告等に不服がある場合は、委員会に再度審議を求めることができる。
- 5 前項の規定により再度審議の求めがあった場合は、委員会は再度審議を行い、当該審議の結果に基づき学長が最終決定を行う。

(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 産学官連携推進本部長
- (3) 知的財産センター長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 12 条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門委員会)

第 13 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(委員等の責務)

第 14 条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 第 12 条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(学外への情報公開)

第 15 条 委員会は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会は、学外への情報公開に当たって、役職員等の個人情報の保護に留意する。

(庶務)

第 16 条 利益相反マネジメントに関する庶務は、総務課の協力を得て研究協力課が行う。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。